

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月 7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
石巻蛇田ショッピングセンター
石巻市蛇田中央土地区画整理地内 第9街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
J A三井リース株式会社 代表取締役社長 安田 義則
東京都品川区東五反田二丁目10番2号
中道リース株式会社 代表取締役社長 関 寛
北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 当該地域周辺は通勤・通学路として利用されている。今回の変更により交通量の増加が予想されるので、駐車場出入口付近等の交通事故対策を十分に講ずること。
 - (2) 当該地域は第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域に面している。今回の変更により自動車の往来が増えることが予想されるので騒音対策を十分に講ずること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 6 縦覧期間
平成26年5月7日から平成26年6月9日まで（ただし、閉庁日を除く。）